相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区新橋六丁目一八番、最後の住所横浜市神奈川区三ツ沢南町一三番一七号
被相続人　亡　福岡　勇太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十七日
事務所横浜市中区常盤町一丁目一番地宮下ビル二階　高荒・輿石法律事務所
相続財産管理人　弁護士　高荒　敏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県高岡市上北島四一六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　浅谷與三吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十七日
富山県高岡市広小路五番一三号　高岡広小路第一ビルディング三〇一号
相続財産管理人　弁護士　武島　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市百草九九九番地、最後の住所東京都足立区六木三丁目三二番一八号　エレガンスハマナカ四〇一号室
被相続人　亡　髙木　惠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十七日
名古屋市東区泉一丁目一番三一号吉泉ビル七C　相続財産管理人　安保　和幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区太秦海正寺町一五番地、最後の住所京都市伏見区久我石原町七番地の七四
被相続人　亡　谷口　勝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十七日
京都市伏見区東大手町七六三番地　若由ビル四階　伏見総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　牧野　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区荒田町一丁目一〇八番地、最後の住所兵庫県神戸市兵庫区熊野町三丁目一一番一一号
被相続人　亡　村岡　善幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十七日
神戸市中央区中町通二丁目一番一八号日本生命神戸駅前ビル六階　白川・本郷法律事務所
相続財産管理人　弁護士　白川　哲朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知市春野町西分一七七三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長﨑　昭博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十七日
高知市杉井流一八番一八号
相続財産管理人　司法書士　山下　雄平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県杵築市大字杵築三七番地、最後の住所福岡市東区八田二丁目二五番一―四〇六号
被相続人　亡　田代　詔光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十七日
福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三―三〇五号
相続財産管理人　司法書士　坂田　亮平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡市南区平和一丁目二一番、最後の住所福岡市東区原田二丁目二一番一〇号
被相続人　亡　上野　綾子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十七日
福岡市中央区舞鶴三丁目二番三一―四〇一号
相続財産管理人　司法書士　本田　昇

旅行業協会弁済業務保証金認証事務開始の公告

一般社団法人日本旅行業協会弁済業務規約第十一条の規定により次のとおり公告します。

一　当協会の保証社員である旅行業者
(一)　旅行業の業務の範囲　第三種旅行業
(二)　登録番号　東京都知事登録旅行業第三―五四一四号
(三)　商号　エム・エス・プランニング株式会社
(四)　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　エム・エス・プランニング株式会社　東京都渋谷区神宮前三丁目二番一九号　代表取締役　大畠　秀樹
(五)　主たる営業所の所在地　東京都渋谷区神宮前三丁目二番一九号
(六)　旅行業の登録年月日　平成十六年二月十日

二　前項の旅行業者（以下「認証対象保証社員」という。）について、平成二十五年八月九日、旅行業法施行規則第四十五条の規定に基づく最初の認証申し出がありました。

三　認証対象保証社員との旅行業務に関する取引で当協会の保証社員であった期間におけるものによって生じた債権に関し旅行業法第二十二条の九第一項の権利を有する者は、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書二通に当該権利を有することを証するに足りる書類その他の必要書類を添付して当協会に提出してください。なお弁済限度額は三百万円です。

四　前項により認証申出書の提出があった場合の当協会の認証に係る事務は次により行います。
(一)　認証に係る事務は認証申出書の受理の順序に従って行います。
(二)　前号の受理については、最初の認証申し出のあった日から六十日を経過した日までになされた認証の申し出は、当該最初に認証の申し出のあった日から六十日を経過した日に受理されたものとみなします。

平成二十五年八月二十七日
東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
一般社団法人日本旅行業協会
会長　菊間　潤吾

任意清算公告

当社は、平成二十五年八月二十三日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年八月二十七日
富山県高岡市上黒田三八一番地九
合資会社ＡＳ塩谷
代表社員　塩谷　龍男

債権申出の公告（第三回）

当社の規約型確定給付企業年金は、平成二十五年七月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十五年八月二十七日
神奈川県横浜市港南区最戸一丁目一三番一〇号
日揮プランテック株式会社
確定給付企業年金清算人　川名　信博

第16期決算公告

平成25年8月27日

東京都港区東麻布２丁目23番14号
株式会社Ｄ・Ｒ・Ｍ
代表取締役　住谷　英一

貸借対照表の要旨　（平成25年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,374,182	流動負債	3,558,124
固定資産	116,939	固定負債	24,293
		（退職給付引当金）	(6,445)
		株主資本	△91,296
		資本金	96,000
		資本剰余金	384,000
		その他資本剰余金	384,000
		利益剰余金	△571,296
		その他利益剰余金	
		別途積立金	5,000
		繰越利益剰余金	30,000
		（うち当期純利益）	△606,296
			(170,941)
資産合計	3,491,121	負債・純資産合計	3,491,121